

2-2 ストーカー被害者に対する支援

1. ストーカー事案の相談等件数

付表配2-2-1 ストーカー事案の相談等件数の推移(全国)

(単位:件)

平成21(2009)年	14,823
平成22(2010)年	16,176
平成23(2011)年	14,618
平成24(2012)年	19,920
平成25(2013)年	21,089
平成26(2014)年	22,823
平成27(2015)年	21,968
平成28(2016)年	22,737
平成29(2017)年	23,079
平成30(2018)年	21,556
令和元(2019)年	20,912
令和2(2020)年	20,189
令和3(2021)年	19,728
令和4(2022)年	19,131
令和5(2023)年	19,843
令和6(2025)年	19,567

資料:警察庁「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

2. ストーカー規制法の適用状況

付表配2-2-2 ストーカー規制法の違反等措置状況の推移(都・全国)

<都>

(単位:件)

	警告	禁止命令等	警察本部長等の援助	検挙	違反等	
					ストーカー行為罪	禁止命令等違反
平成21(2009)年	167	8	133	26	26	0
平成22(2010)年	154	11	101	26	21	5
平成23(2011)年	168	17	71	20	17	3
平成24(2012)年	275	13	151	16	13	3
平成25(2013)年	300	15	139	38	34	4
平成26(2014)年	492	5	269	106	104	2
平成27(2015)年	416	5	446	131	129	2
平成28(2016)年	455	14	895	151	149	2
平成29(2017)年	491	28	1,006	135	133	2
平成30(2018)年	488	72	595	108	95	13
令和元(2019)年	410	95	530	110	97	13
令和2(2020)年	495	137	639	141	126	15
令和3(2021)年	483	139	619	117	102	15
令和4(2022)年	504	164	742	182	166	16
令和5(2023)年	418	260	722	196	182	14
令和6(2024)年	438	399	717	300	248	52

資料:警視庁の統計(令和6年)

注:援助の実施にあつては、平成30(2018)年から援助申出受理件数を表示する。

注:令和5年は、集計方法を変更したため、令和4年の件数とは単純に比較することはできない。

<全国>

(単位:件)

	警告	禁止命令等	警察本部長等の援助	検挙	違反等	
					ストーカー行為罪	禁止命令等違反
平成21(2009)年	1,376	33	2,303	263	261	2
平成22(2010)年	1,344	41	2,470	229	220	9
平成23(2011)年	1,288	55	2,771	205	197	8
平成24(2012)年	2,284	69	4,485	351	340	11
平成25(2013)年	2,452	103	6,770	402	392	10
平成26(2014)年	3,171	149	7,649	613	598	15
平成27(2015)年	3,375	145	8,139	677	647	30
平成28(2016)年	3,562	173	8,252	769	735	34
平成30(2018)年	2,451	1,157	7,647	870	762	108
令和元(2019)年	2,052	1,375	8,069	864	748	116
令和2(2020)年	2,146	1,543	8,151	985	868	117
令和3(2021)年	2,055	1,671	8,173	937	812	125
令和4(2022)年	1,868	1,744	7,894	1,028	897	131
令和5(2023)年	1,534	1,963	8,105	1,081	961	120
令和6(2024)年	1,479	2,415	7,180	1,341	1,108	233

注1:ストーカー規制法に基づく行政措置、ストーカー事案の検挙状況及び警察本部長等の援助については、令和5年度までは基準年中に受理した相談のうち同年中に実施した行政措置、検挙状況及び援助(以下「行政措置等」という。))した件数を計上していたところ、令和6年からは、基準年中に受理した相談の有無に関わらず、基準年に実施した行政措置等の件数は全て計上することに変更した。

資料:警察庁「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」